

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月28日 04時40分ごろ
発生場所	東京都葛飾区立石中川本奥戸橋上流付近 新小岩四等三角点から真方位018°1,112m付近 (概位 北緯35°44.3′ 東経139°51.3′)
事故の概要	油送船第十一福祐丸は、北東進中、また、プレジャーボート Challenger は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月3日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第十一福祐丸、146トン 134362、有限会社中屋海運（船舶所有者）、富士石油運 輸株式会社（運航者） B プレジャーボート Challenger、3.8トン（長さ7.07m） 270-46055埼玉、株式会社シャインエアー
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部外板に亀裂及びハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 水象：川面 平穏 日出時刻：05時33分ごろ
事故の経過	A 船は、船長A及び機関長ほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、オイルターミナルに揚荷の目的で、中川を上流に向けて手動操舵で北東進していた。 A 船は、船長Aが、B船の両舷灯を視認したまま、いずれ右転すると思っていたところB船の針路に変化がなかったので、衝突のおそれを感じ、自船の存在を知らせるために懐中電灯を振って注意を喚起したものの、更にB船に接近したので、主機を後進として右転したが、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、中川の中央部より左岸側を航行していたので、B船も右転して左舷対左舷で通過すると思っていた。 B船は、船長Bが乗り組み、同乗者2人を乗せ、法定灯火を表示し、釣りに向かう目的で、中川を下流に向けて手動操舵で南西進していた。 B船は、船長Bが、本奥戸橋下流側手前にA船が差し掛かるのを認

	<p>め、本奥戸橋の下で行き会う状況は危険と感じ、本奥戸橋上流側で船首を南西方に向けて、主機を中立運転の状態に漂流中、A船の両舷灯を認めたが、B船の右舷側を避けてくれるものと思っていたところ、A船の針路に変化がなく、衝突のおそれを感じ、主機を後進に掛けたものの、間に合わずA船と衝突した。</p> <p>船長Bは、右岸側が広く開いていたので、右舷対右舷の態勢で避けてくれると思っていた。</p> <p>両船は、汽笛を装備していた。</p>
分析	<p>A船は、北東進中、船長Aが、中川の中央部より左岸側を航行していたので、B船がいずれ右転して左舷対左舷で通過すると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、船首を南西方に向けて、主機を中立運転の状態に漂流した際、右岸側が広く開いていたので、右舷対右舷の態勢でA船が右舷側を避けてくれるものと思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、中川において、A船が北東進中、B船が漂流中、船長Aが、B船がいずれ右転すると思い、航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、相手船の意図又は動作が不明な場合、同船が避航してくれると思うことなく、速やかに汽笛を吹鳴して注意を喚起するとともに、継続して動静を監視し、十分に余裕のある時機に避航動作をとること。